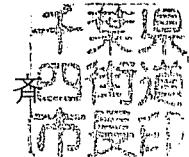


廃 第 1 0 7 号
平成29年2月16日

みそら自治会
会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



「ごみ処理施設の違約操業を解消する新協定締結に向け再回答を求める」
について（回答）

余寒の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、貴自治会から提出された平成29年2月6日付け文書につきまして、下記のとおり回答します。

記

・第1項目について

平成28年1月20日付け廃第85号、平成28年3月3日付け廃第112号、平成28年7月28日付け廃第41号、平成28年10月28日付け廃第65号及び平成28年12月12日付け廃第80号と重複しますが、市としては、平成33年9月末日に現クリーンセンターを稼動停止させることができよう最大限の努力をいたします。しかしながら、風水害等の自然災害や社会経済情勢の変化、吉岡区との交渉状況などの外的要因等により次期ごみ処理施設整備スケジュールに遅れをきたす可能性を排除することはできません。

交渉会でもお伝えしましたが、新協定を締結するに際し、仮に上記の外的要因等を除外して現クリーンセンターの稼動停止期限を盛り込むとした場合は、努力規定としていただきたい。

なお、上記の外的要因等については、一般的に業者が負担しきれないリスクであることから、業者との契約書には盛り込んでおりません。

・第2項目について

(1) 平成28年10月28日付け廃第65号及び平成28年12月12日付け廃第80号と重複しますが、確認書2(6)の補償については、市は損害賠償金であると判断しています。市が補償できるのは、平成27年4月1日以降、現クリー

ンセンターの操業により貴自治会が被った損害です。損害賠償請求は、損害を受けたと主張する者が立証すべきものですので、貴自治会が損害の具体的な内容及びその金額を提示してください。

なお、貴自治会は「確認書の補償は市が約束を守らなかった結果生じる、平成27年4月1日から操業停止までの期間に対し支払うもので市が提示する。操業延長により被る被害に対して求めるものではない。」と説明されていますが、その根拠を客観的かつ具体的にお示しください。

この場合であっても、平成28年11月28日付けみそら自-28-004の第3項目及び平成29年2月6日付け文書の第2項目で貴自治会が本市に請求している内容につきましては、請求する側が主張及び立証する責任を負うものであって、本市が根拠を示す責任はございません。

(2) 確認書2(6)では、市が8年間の期限を守れなかった場合、「市は自治会と補償について協議する」とことなっておりますので、真摯に協議させていただきます。

・第3項目について

(1) 平成28年12月12日付け廃第80号と重複しますが、現クリーンセンターの解体工事には、多額の費用を要すると見込まれます。このような政策事業については、市政を総合的かつ計画的に推進するために策定する市総合計画の中で位置づけることが必要となります。

このため、平成31年度から平成35年度までを計画期間とする市総合計画の後期基本計画策定作業の中で、財政推計とともに解体工事費用を算出した上で、計画への位置付けを検討する予定です。

従って、現クリーンセンターの解体工事に操業停止と同時に着手するとの約束は致しかねます。なお、市総合計画の策定手続は、市長事務部局内の手續に留まらないことを付言しておきます。

(2) 平成28年8月5日付け廃第44号及び平成28年10月28日付け廃第65号にて回答したとおり、確認書には、現クリーンセンターの撤去は移転と同時に工事を始めるとの規定はございませんが、確認書2(7)に基づき操業停止前に跡地の利用（撤去も含む。）について貴自治会と協議させていただきます。

なお、跡地は全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから、総合的に検討してまいります。

・第4項目について

平成28年10月28日付け廃第65号と重複しますが、平成元年8月30日に締結した協議書及び協定書は、平成19年3月19日に貴自治会と締結した確認書に反しない限度で現在も有効であることから、これらに代わる公害防止協定書を締結する考えはありません。現クリーンセンターの操業にあたっては、協議書及び協定書並びに確認書に基づき、引き続き公害防止に努めてまいります。